



2026 年 8 月 7 日

各 位

会社名 日本ペイントホールディングス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役共同社長 若月 雄一郎
取締役 代表執行役共同社長 ウィー・シューキム
(コード番号：4612 東証プライム)
問合せ先 執行役員 インベスターリレーション部長
サステナビリティ部長
広報部長 田中 良輔
(TEL 050-3131-7419)

欧州自動車用塗料事業の株式取得による子会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、Wuthelam グループ※1に株式譲渡した欧州自動車用塗料事業を買い戻すことを決議し、同日付で本件取得に係る Share Purchase Agreement（以下、「本株式譲渡契約」と総称）を締結しましたのでお知らせいたします。

※1 当社の大株主である Nipsea International Limited 及び Goh Hup Jin 氏、これらの者が実質的に支配する者、並びにその子会社を総称します。また、当社及び当社子会社を除きます。

1. 株式取得の理由

当社は、経営上の唯一のミッションとして掲げる「株主価値最大化（MSV）」を実現するため、MSV を追求するための経営モデル「アセット・アセンブラー」のもと、持続的な成長を目指しています。

そうした中、2021 年 8 月 10 日に公表の通り、中長期的な企業価値向上には、戦略的重要性の高いインド及び欧州の抜本的な再建が必要であると判断し、インド事業及び欧州自動車用塗料事業の株式を Wuthelam グループに譲渡しました。これにより、短期的な再建に係る追加投資・費用や、再建の不確実性を Wuthelam グループが担い、当社はリスク軽減を図りました。また株式譲渡後も社名変更は実施せず、当社グループによる管理業務など経営に関する継続的な支援や経営陣の派遣とともに、事業の運営モニタリングを進めてきました。また 2023 年 8 月にはインド事業の買戻しについて Wuthelam グループと合意し、2024 年 11 月に買戻しを完了しておりました。

そしてこのたび、欧州自動車用塗料事業についても、Wuthelam グループの傘下での組織再編をはじめとする再建施策により、業績が株式譲渡時よりも一定水準まで回復し、今後も継続的な利益成長が見込める段階となりました。加えて、今後グローバルでの自動車用塗料事業の取り組みを加速する観点からも、現時点で再取得することが MSV の観点から最善であると判断しました。

なお、対象会社の株式の取得価額の決定にあたっては、公正性を確保するため、当社、Wuthelam グループ及び対象会社から独立した第三者算定機関に対象会社の株式価値の算定を依頼しており、同算定結果に基づき取得価額を決定しています。

2. 取得価額

約 EUR47 百万（約 85 億円※2）で取得予定です。

※2 1EUR=181.4 円にて円換算

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2026 年 8 月 7 日（本日）
(2) 本株式譲渡契約締結日	2026 年 8 月 7 日（本日）
(3) 本株式譲渡の実行日	2026 年 10 月中（予定）

4. 今後の見通し

本株式取得に伴う当社の 2026 年 12 月期業績予想への影響は、軽微と見込んでいます。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本株式取得は、Wuthelam グループとの取引であるため、支配株主との取引等に該当します。

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2026 年 4 月 9 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、少数株主の保護の観点から、当社の親会社と取引を行う際には、独立社外取締役が過半数を占めている取締役会において承認を得る等、独立社外取締役による適切な関与、監督を行っている旨を記載しています。

本株式取得に関しては、下記「（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載のとおり、独立社外取締役により構成される特別委員会を設置し、答申を取得していることから、上記指針に適合していると考えています。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じています。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値分析報告書の取得

当社は株式取得の決定にあたり、本株式取得価額の公正性を確保するため、当社、Wuthelam グループ及び対象会社から独立した第三者算定機関として、フランスで 45 年以上に亘り会計・税務等のコンサルティングサービスを提供するノヴァンセス・グループに属し、会計監査、企業価値評価及び M&A アドバイザリー業務等を提供する独立系コーポレートファイナンス・アドバイザーである Novances Corporate Finance（以下、「NCF」）に対し対象会社の株式価値の算定を依頼し、NCF から 2026 年 6 月 20 日付で対象会社の株式価値分析報告書を取得しています。（※検討中）

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申の取得

当社は、本株式取得に係る意思決定の恣意性を排除し、公平性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社の独立社外取締役である三橋優隆氏、原壽氏及び中

村昌義氏から構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」）を設置し、当社取締役会において、本株式取得取引（以下、「本件取引」）の決定が少数株主にとって不利益でないか否か（以下、「本諮問事項」）を諮問しました。かかる諮問を行うにあたり、当社取締役会は、本特別委員会の判断を最大限尊重し意思決定を行い、本特別委員会が妥当でないとは判断した場合は本件取引の決定を行わないことを決議しています。

本特別委員会は、当社及び当社のアドバイザーから特別委員会に提供された資料及び情報に基づき、本諮問事項についての検討を慎重に行いました。本特別委員会は、かかる検討を前提として、2026年8月4日付で、当社取締役会に対して、①本件取引の決定に至った経緯及び本件取引の目的が、対象会社及びその子会社（以下、「対象会社グループ」）をとりまく事業環境、本株式譲渡（2021年）後の対象会社グループの業績並びに対象会社グループの今後の成長見込みを前提としており合理的であること、本件取引は、当社が対象会社の株式を買い戻すことにより、グローバルでの自動車用塗料事業の取り組みを加速する取引といえること等から、本件取引は、株主価値の最大化という観点から合理性を有すると判断するに至ったこと、②当社が独立した第三者算定機関から株式価値分析報告書を取得していること、当社、Wuthelam グループ及び対象会社から独立した本特別委員会を設置していること、独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業から法的助言を受けていること、Wuthelam グループの代表者を兼務している当社取締役 Goh Hup Jin 氏を本件取引に関する取締役会の審議及び決議には参加させておらず、本件取引に係る協議及び交渉にも当社の立場で参加させていないこと、本特別委員会が交渉方針を事前に確認することで、交渉に実質的に関与していること、適切な開示が行われる予定であるといえること、並びにその他本件取引に係る公正性を疑わせるその他の事情は認められないことから、当社の少数株主の利益を図る観点から、本件取引の手続には公正性が認められると判断するに至ったこと、③本株式取得の対価は独立した第三者算定機関である NCF 作成の株式価値分析報告書の算定結果に照らして妥当なものといえること、本株式譲渡契約において、合理的な内容が定められていること等に照らし、当社の少数株主の保護を図る観点から、本件取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断するに至ったことなどから、本件取引の決定は少数株主にとって不利益ではない旨の答申書（以下、「本答申書」）を提出しています。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式取得に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、Wuthelam グループ及び対象会社から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を選任し、同法律事務所から、本株式取得に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けています。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役である Goh Hup Jin 氏は本株式取得の相手先の取締役を兼務しており、本株式取得に関する当社取締役会の意思決定について、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、同氏は、本株式取得に関する全ての議案について、その審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において Wuthelam グループとの協議及び交渉にも一切参加していません。なお、2026年8月7日開催の当社取締役会において、Goh Hup Jin 氏を除く Wuthelam グループと利害関係を有しない取締役全員の賛同により、本株式譲渡契約の締結を決議していま

す。

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2026年8月4日付で、特別委員会より、本件取引の決定は少数株主にとって不利益ではない旨の本答申書を入手しています。本答申書の概要は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び答申の取得」をご参照ください。

以 上